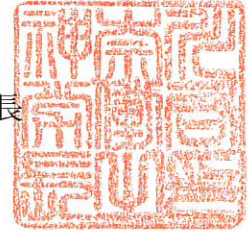


神労発基 0525 第 9 号  
平成 30 年 5 月 25 日

各事業者団体の長 殿

神奈川労働局長



### 第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）との一体的運用を図るため、これまで 8 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、昭和 55 年当時、全国で 6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後、大幅に減少し、平成 28 年には 122 人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き、粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

また、近年、厚生労働省が実施した調査結果等により、岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業等においては、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、これらの作業における粉じん障害防止措置を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）の一部が改正され、平成 26 年 7 月及び平成 29 年 6 月から施行されたところです。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第 9 次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（別添）の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。